

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年6月7日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	○ 知事	● 市区町村長等
2. 都道府県名	高知県	
3. 市区町村名	香美市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	9-1	
6. 独自利用事務の対象者	乳幼児及び児童	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年12月18日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	14	
10. 保護評価書の名称	医療費助成事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=高知県香美市&ev_name=医療費助成事務&ev_type=2&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=1&opn_date_from_day=3&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=6&opn_date_to_month=6&opn_date_to_day=3&count=20&search=検索	
12. 委任関係		▼

執行機関名 香美市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	香美市福祉医療費助成に関する条例(平成18年香美市条例第125号)による乳幼児又は児童の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		香美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第1の項 香美市福祉医療費助成に関する条例(平成18年香美市条例第125号)による乳幼児又は児童の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	香美市福祉医療費助成に関する条例(平成18年香美市条例第125号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 全て児童は、(児童)の権利に関する条約の精神にのっとり、(適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健全な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。)	第1条 この条例は、(乳幼児及び児童)並びに重度心身障害者(重度心身障害児を含む。以下同じ。)の医療費の一部を助成し、もってこれらの者の(保健の向上と福祉の増進を図ることを)目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		香美市福祉医療費助成に関する条例(平成18年香美市条例第125号)香美市福祉医療費助成に関する条例施行規則(平成18年香美市規則第62号)